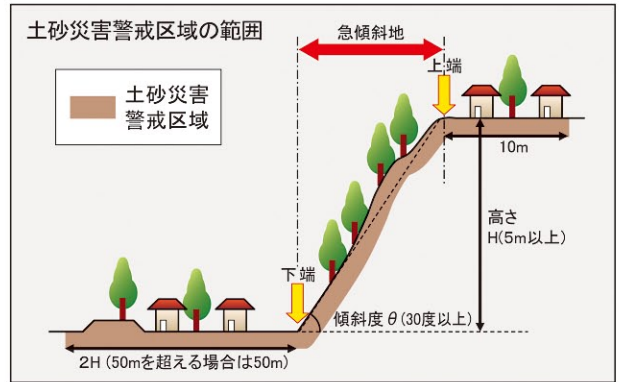


土砂災害防止法と土砂災害警戒区域

神奈川県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：土砂災害防止法）（平成 13 年施行）に基づき、「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」による災害への注意が必要な区域として、一定規模を超える斜面地及びこれに接する区域を指定しました。これが「土砂災害警戒区域」です。

土砂災害警戒区域は**傾斜地の形態に着目し**、一律に指定されるもので、「急傾斜地の崩壊」に関する指定基準は、次のとおりです。（右図参照）

1. 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域
2. 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
3. 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍以内（50m を超える場合は 50m）



土砂災害防止法は、土砂災害の注意が必要な区域を周辺にお住まいの方々に認識していただき、大雨等による土砂災害への警戒が必要な時には、自らの判断で安全を確保していただくことなどを目的として定められています。そのため、市町村は、県による当該区域の指定に伴い、土砂災害ハザードマップを作成し、区域内にお住まいの皆さんへ周知することによって、住民自らが避難場所の確認や情報の収集を行うなど、円滑な避難行動が実施されるよう支援いたします。

注）区域に指定されることが直接、崖崩れの危険性を示しているということではありません。

市では、区域指定に合わせて、情報伝達手段の整備を行うなど、円滑な避難に向けた取組みを進めてまいります。

なお、神奈川県は、区域指定にあたり、予定される区域及びその周辺にお住まいの方々を対象に、事前に指定説明会を開催しております。

◎区域の指定に関するお問い合わせ……………神奈川県藤沢土木事務所 TEL 0466-26-2111

土砂災害ハザードマップの活用を！

大雨や台風などによる崖崩れから、自らの生命などの安全を確保するためには、皆さん自身が防災意識を高め、さまざまな情報を収集し、日頃から災害に対し備えていただくことがとても重要です。

本マップには崖崩れに関する基本的な事項を記載していますので、各欄をご確認いただき、「日頃の備え」にお役立てください。

